

所属長様

危機管理防災局長

津波注意報等発表時における対応の見直しについて（通知）

日頃より、防災体制の構築にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和元年7月1日付新危対第221号「津波注意報発表時の避難所開設の暫定運用について（通知）」のとおり、津波注意報発表時における暫定運用を行っていましたが、今後の避難所開放等の対応について、下記のとおり見直しを行いますので通知します。

記

1 指定避難所・津波避難ビルの開放

(1) 対象となる区

北区・東区・中央区・江南区・西区・西蒲区の6区（秋葉区・南区は対象外）

(2) 津波避難ビル

津波注意報以上の発表で開放する。（143箇所）

(3) 指定避難所

津波注意報以上の発表で開放する。（144箇所）

ただし、浸水想定区域内かつ津波避難ビル指定されていない下記の避難所は開放しない。

北 区	北地区コミュニティセンター
東 区	新潟朝鮮初中級学校、下山コミュニティハウス、 木戸コミュニティセンター、はなみずきコミュニティハウス
中央区	旧豊照小学校体育館、北越高等学校(体育館)、新潟江南高等学校、 白山コミュニティハウス、白新コミュニティハウス、 上山コミュニティハウス、食育・花育センター
西蒲区	岩室すこやかセンター

2 緊急速報メールの運用

(1) 秋葉区及び南区を除く6区に配信する。

(2) 配信文を変更し、避難対象者を明確にする。

3 運用開始日

令和元年10月1日

問い合わせ
担 当：危機管理防災局防災課・危機対策課
電 話：025-226-1143(内 31144)
E-mail：bosai@city.niigata.lg.jp